\bigcirc 総 務 省 令 第 兀 + ___ 号

+ 特 条 别 及 法 び 人 第 事 \equiv 業 + 税 五. 及 条 び 特 \mathcal{O} 規 別 定 法 人 12 事 基 づ 業 き、 譲 与 特 税 别 12 関 法 す 人 事 る 業 法 税 律 及 平 び 特 成 三十 別 法 人 __ 事 年 業 法 譲 律 与 第 兀 税 号) 12 関 第 す \equiv る + 法 律 施 行 第 規

則 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 8 る

平 成 Ξ + 年 $\stackrel{\cdot}{\equiv}$ 月 + 九 日

総 務 大 臣 石 田 真 敏

法 第三 + 条 第 項 第 号 \mathcal{O} 人 \Box

特

別

法

人

事

業

税

及

び

特

別

法

人

事

業

譲

与

税

に

関

す

る

法

律

施

行

規

則

第 条 特 別 法 人 事 業 税 及 び 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 に 関 す る 法 律 以 下 法 と 7 う。 第 \equiv + 条 第

項 第 号 12 規 定 す る 最 近 \mathcal{O} 玉 勢 調 査 \mathcal{O} 結 果 12 ょ る 人 \Box は 玉 勢 調 査 令 昭 和 五. + 五. 年 政 令 第 九 + 八

号) 公 示 さ に n ょ た 0 7 後 調 12 お 査 1 L 7 た 地 平 方 成 自 治 十 法 七 年 施 行 十 令 月 昭 日 現 和 在 + 12 な け 年 る 政 令 人 第 \Box لح + 六 す 号) る 第 た だ 百 七 L + 六 当 条 該 第 人 П 項 が 官 \mathcal{O} 規 報 定 で

に 基 づ V 7 都 道 府 県 知 事 が 当 該 都 道 府 県 \mathcal{O} 人 \Box を 告 示 L た لح き は そ \mathcal{O} 人 \Box と す る。

法 第 + 条 第 項 第 号 イ \mathcal{O} 算 定 方 法

第 額 条 \mathcal{O} 見 込 法 第 額 \equiv と L 十 て 条 総 第 務 省 項 令 第 で 定 号 8) 1 る に ところ 規 定 す に る ょ 当 り 該 算 年 定 度 L に た お 額 1 7 は 譲 当 与 該 す 年 ベ 度 き \mathcal{O} 特 地 别 方 法 財 人 政 事 計 業 画 譲 与 税 地 方 \mathcal{O} 交 総

付 税 法 昭 和 + 五. 年 法 律 第 百 + --- 号) 第 七 条 12 規 定 す る 地 方 寸 体 \mathcal{O} 歳 入 歳 出 総 額 \mathcal{O} 見 込 額 に 関

す る 書 類 を 1 う 12 記 載 さ れ た 特 别 法 人 事 業 譲 与 税 \mathcal{O} 収 入 見 込 額 と す る。

譲

与

す

ベ

き

額

 \mathcal{O}

算

定

12

錯

誤

が

あ

0

た

場

合

 \mathcal{O}

措

置

第 三 12 以 8 当 後 条 12 該 譲 与 特 錯 到 来 L 别 誤 す た に 法 額 係 る 人 事 を 譲 る 業 与 増 額 時 加 譲 を 与 期 L 加 税 \mathcal{O} 算 う 又 を L 5 都 は 減 総 道 又 務 府 少 は 県 大 す 当 臣 る に 該 が 必 譲 譲 要 定 与 与 が \Diamond L す 生 た る べ じ 後 譲 き 与 た に 額 と お 時 か き 期 1 5 7 に は 当 な 該 当 そ 1 錯 7 該 \mathcal{O} 誤 錯 譲 に 当 与 誤 係 該 が 額 る 都 あ \mathcal{O} 額 算 道 0 を 府 た 定 減 県 ک に لح 額 錯 に す を 譲 誤 る 発 が 与 す 見 あ Ł \mathcal{O} ベ L 0 لح た き た た す 額 日

る。

2 き 定 \mathcal{O} 項 額 前 L 減 \mathcal{O} た 項 に 額 規 各 相 す 定 \mathcal{O} 当 都 ベ に 場 き 合 す 道 ょ る 府 額 0 に お 額 県 を て 当 か に 加 1 5 譲 算 該 7 当 与 譲 L は 該 す 与 7 減 ベ 得 時 同 き た 期 額 項 す 額 額 12 \mathcal{O} ベ 譲 に を 譲 き 当 相 与 与 額 当 該 時 す 期 を す ベ 譲 減 き る 与 に 額 額 時 額 お L V 12 期 か て 7 前 に 5 得 各 項 譲 前 た 都 与 \mathcal{O} 項 額 道 加 す \mathcal{O} と 府 算 る 加 す 算 県 す 法 る 第 ベ す 12 ŧ き ベ 譲 三 0 き 与 額 + と 額 す を __ す 条 を る 加 る 算 第 減 額 L 兀 額 は 項 L 法 又 \mathcal{O} は 譲 及 第 当 与 び 三 + 該 $\sum_{}$ 額 譲 と れ 条 与 に す 第 7 同 べ 算 項 兀

附則

施行期日等

第 条 ٢ \mathcal{O} 省 令 は 亚 成 三 + 年 + 月 __ 日 か 5 施 行 し、 平 成 三十二 年 五. 月 \mathcal{O} 譲 与 時 期 以 後 12 譲 与 す

る 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 に つ **,** \ て 適 用 す る。

総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 する 法 律 施 行 規 則 の 一 部 改

正

第 _ 条 総 務 省 関 係 法 令 に 係 る 行 政 手 続 等 に お け る 情 報 通 信 \mathcal{O} 技 術 \mathcal{O} 利 用 に 関 する 法 律 施 行 規 則 平

成 + 五 年 総 務 省 令 第 兀 + 八 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ ŋ 改 正 前 欄 に 撂 げ る 規 定 \mathcal{O} 破 線 で 囲 λ だ 部 分をこれ に 対 応 でする改 正 後 欄 に 掲 げ Ś 規

定 \mathcal{O} 破 線 で 囲 λ だ 部 分 0) よう に 改 \Diamond る。

(年第四号) (本別法人事業税及び特別法人事業譲) (本別法人事業税及び特別法人事業譲)	AND AND THE STATE OF THE STATE																							第六十八号)	行政不服審査法(平成二十六年法律	[略]	別表(第三条関係)		
第八条、第九条及び第十条第一項)、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び	を第八十一条第三項において準用する場合を含む。	、第七十八条第一項及び第七十九条 (これらの規定	条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六条	含む。)、第五十五条第一項、第五十七条、第六十	の規定を第六十六条第一項において準用する場合を -	十一条第二項及び第四項並びに第五十三条 (これら	六条第一項において準用する場合を含む。)、第五	第五十条第一項及び第二項(これらの規定を第六十	る場合を含む。)、第四十三条第二項及び第三項、	(これらの規定を第六十六条第一項において準用す	三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二条	用する場合を含む。)、第三十二条第二項、第三十 -	一項(第六十一条及び第六十六条第一項において準	項において準用する場合を含む。)、第三十二条第 -	第二項及び第三項(これらの規定を第六十六条第一	項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条	準用	を含む。)、第二十九条第一項(第六十六条第一項		条第一項から第四項まで、第二十七条第二項(第六 -	第一項において準用する場合を含む。)、第二十二 -	二十条(これらの規定を第六十一条及び第六十六条	第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第				改正後
 																								第	行	·-	別 '表]	
																								第六十八号)	政不服審查法(平成二十六年法律	同上]	(第三条関係)		
	第三項))、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び	を第八十一条第三項において準用する場合を含む。	、第七十八条第一	条第一項及び第六十三条、	含む。)、第五十五条第一項、	の規定を第六十六条第一項において準用する場合を	十一条第二項及び第四項並びに第五十三条(これら	六条第一項において準用する場合を含む。)、	第五十条第一項及び第二項	る場合を含む。)、	(これらの規定を第六十六条第一項において準用す	三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二条	用する場合を含む。)、第三十二条第二項、	一項(第六十一条及び第六十六条第一	項において準用する場合を含む。)、第三十二条第	第二項及び第三項(これらの規定を第六十六条第一	項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、	準用	を含む。)、第二十九条第一項	十一条及び第六十六条第一項において準用する場合	条第一項から第四項まで、	第一項において準用する場合を含む。	二十条(これらの	第十四条、第十五				改正前

(地方債に関する省令の一部改正)

第三条 地 方 債 に 関 す る 省 令 平 成 十八 年総 務省令第 五十四 号) ∅→ 部 を次 \mathcal{O} ように改正する。

う。)は、これを加える。

次の

表

に

ょ

り、

改

正

後欄

に掲

げ

るそ

の標記

部

分に二

重

傍線を付

L

た

規定

(以 下

対 象

規定」

六頁

注記である。	備考 表中の []の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。
[新設]	(法第三十三条の五の十の額の算定方法) 第二条の十五 法第三十三条の五の十の額の算定方法) 第二条の十五 法第三十三条の五の十に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。 「当該年度の特別法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額がら当該年度の特別法人事業税の収入見込額に対する当該都道府県の当該年度の特別法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と回合算額がら当該年度の特別法人事業税の収入見込額(当該年度の特別法人事業税の収入見込額(当該年度の特別法人事業税の収入見込額(当該年度の特別法人事業税の収入見込額(当該年度の指人事業税の収入見込額(当該年度の指人事業税の収入見込額に対する当該都道府県の当該年度の指人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と当該年度の地方法法特別税の収入見込額に当は不足団体によっては口に掲げる額とする。)を控除した額の人口(以下この号において同じ。)で按分した額(以下この号において、当該年度の書通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額とする。)を控除した額の当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額に対する法律施行規則(平成三十一年総務省令第四十一号)第二条に規定する特別法人事業譲与税の以入見込額に財源超過団体において、特別法人事業額与税の収入見込額に財源超過団体において、特別法人事業額与税の収入見込額に財源超過団体において、特別法人事業額与税の人口で按分した額を同令第一条に規定する類の対象を経験した額。 「当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県」減収額から普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県」減収額がら普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県。 「当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県」減収額がら普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県。 「当該年度の五の五の土に規定する特別法人事業額与税収入見込額に対源を合財派が表別を行政の対象を対象に対象を対象がある場では対象に対象を対象に対象の五の元を表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表別が表
附則	附則
改正前	改正後

地 方 債 に 関 す る 省 令 \mathcal{O} __ 部 改 正 に 伴 う 経 過 措 置

第 当 規 兀 該 定 条 年 \mathcal{O} 度 平 適 \mathcal{O} 用 成 前 \equiv に + Þ 0 年 1 __ 7 年 度 度 \mathcal{O} は 法 に お 人 同 事 条 け 業 第 る 税 -- 前 号 \mathcal{O} 条 決 中 \mathcal{O} 算 規 \neg 乗 定 額 ľ \mathcal{O} 12 総 7 ょ 得 額 る に 改 た 額 正 対 す 後 لح る 当 \mathcal{O} 当 該 地 該 年 方 度 債 都 道 12 \mathcal{O} 府 関 地 県 す 方 る \mathcal{O} 法 当 省 人 特 令 該 年 别 附 度 税 則 第 \mathcal{O} \mathcal{O} 前 収 条 Þ 入 年 見 \mathcal{O} 十 度 込 額 \mathcal{O} 五 法 12 \mathcal{O}

地 方 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 等 \mathcal{O} 省 令 \mathcal{O} 部 改 正 人

事

業

税

 \mathcal{O}

決

算

額

 \mathcal{O}

割

合

を

乗

じ

7

得

た

額

لح

 \mathcal{O}

合

算

額

_

لح

あ

る

 \mathcal{O}

は

乗

ľ

て

得

た

額

کے

す

る

第 五. 条 地 方 税 法 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 等 \mathcal{O} 省 令 平 成二 + 八 年 総 務 省 令 第三 + 九 号) 0 部 を

次のように改正する。

る 規 次 定 \mathcal{O} 表 0 傍 に 線 ょ を Ŋ 付 改 L た 正 部 前 分 欄 \mathcal{O} に ょ 掲 う げ に る 改 規 \otimes 定 る。 \mathcal{O} 傍 線 を 付 た 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す Ź 改 正 後 欄 に 撂

げ